

# マイナポータル<sup>○</sup>の電子申請サービスの利用に関する要綱

令和5年3月31日

4川総デ第601号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号。以下「規則」という。）に基づき、デジタル庁が運営するマイナポータル<sup>○</sup>の電子申請サービスを利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「本サービス」とは、市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織でデジタル庁が運営するマイナポータル<sup>○</sup>において提供される電子申請サービスのことをいう。

(本サービスを利用して行うことができる申請等)

第3条 本サービスを利用して行うことができる申請等は、本サービスにおいて検索できる本市の手続のうち、本サービスにログイン（本サービスに接続して申請等を開始するものをいう。以下同じ。）して行うものとする。

(市長等の指定する電子計算機)

第4条 規則第5条第1項及び同条第5項に規定する市長等の指定する電子計算機は、本サービスを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規則第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する市長が別に定める方法は、申請等を行う者が個人番号カードを利用して本サービスにログインをする方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規則第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、本サービスが提供する様式に入力し、本サービスを使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第7条 規則第5条第6項の規定により市長が提出を省略させることができる添付書面等は、本市のホームページに登載する一覧に掲げるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。